

# 墨田区からのお知らせ

墨田区が定める事項についてのご案内です。契約時の補足資料としてご活用ください。

## 1 利用料金

移動支援のサービス提供に要した総費用額は、墨田区が定める移動支援利用単価に利用回数に乗じて得た額となります。

墨田区が定める移動支援利用単価は、下記表のとおりです。

### (1) 基本単価

【身体介護を伴わない場合】金額単位：円

利用時間数(時間)	基本単価
~0.5	1,700
~1.0	2,150
~1.5	3,000
~2.0	3,770
~2.5	4,540
~3.0	5,310
~3.5	6,080
~4.0	6,850
~4.5	7,620
~5.0	8,390
~5.5	9,150
~6.0	9,920
~6.5	10,690
~7.0	11,460
~7.5	12,230
~8.0	13,000

【身体介護を伴う場合】金額単位：円

利用時間数(時間)	基本単価
~0.5	2,720
~1.0	4,300
~1.5	6,260
~2.0	7,150
~2.5	8,040
~3.0	8,920
~3.5	9,810
~4.0	10,700
~4.5	11,590
~5.0	12,480
~5.5	13,370
~6.0	14,260
~6.5	15,150
~7.0	16,040
~7.5	16,930
~8.0	17,820

30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとします。

個別支援型・グループ支援型とも料金単価は同額です。

1日に複数回支援を行った場合で、前後の支援の間隔が2時間未満の場合は、前後の支援時間を合わせて1回の支援として算定します。

## (2) 加算額

時間帯	加算単価
深夜(0～6時)	550
早朝(6～8時)	300
日中(8～18時)	0
夜間(18～22時)	300
深夜(22～24時)	550
土曜・日曜・休日	210

利用時間数	加算単価
8時間以降 (超過分)	600

加算単価については、30分あたりの額(身体介護の有無にかかわらず同額)です。  
以下の場合について、基本単価とは別に加算単価が発生します。

早朝、夜間、深夜の時間帯による加算

土曜、日曜及び休日の日の加算

1回の利用時間数が、8時間を超えた場合の加算

加算時間帯における時間数が、30分未満の時は30分、30分以上については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとします。

## 2 利用者負担額

移動支援サービスに係る利用者負担額は、サービス提供に要した総費用額の1割(1円未満切上げ)となります。ただし、所得区分により負担上限月額が決められています。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		障害者	障害児
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯 障害者：区民税所得割額16万円未満 障害児：区民税所得割額28万未満	9,300円	4,600円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円

18歳以上の障害者の場合は、本人及び配偶者の所得

18歳未満の障害児の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得

### 3 ヘルパーの資格要件

移動支援サービスを提供するヘルパーは、墨田区が定める資格要件を備えている者となります。

墨田区が定める資格要件は、下記表のとおりです。

修了研修名・資格名		(課程)	墨田区要件				
			視覚障害	肢体不自由	知的障害 身体介護		精神障害
					伴わない	伴う	
介護福祉士							
介護保険	介護職員実務者研修						
	介護職員初任者研修						
障害者	障害者居宅介護従事者基礎研修等	居宅介護職員初任者研修					
		居宅介護従業者基礎研修課程					
		重度訪問介護従業者養成研修	基礎課程				
		〃	追加課程				
		〃	統合課程				
		〃	行動障害支援課程				
		〃	同行援護従業者養成研修	一般課程			
		〃	〃	応用課程			
	障害者(児)移動支援従業者養成研修	視覚障害者移動支援従業者養成研修課程					
		全身性障害者移動支援従業者養成研修課程					
		知的障害者移動支援従業者養成研修課程					
その他	保健師						
	看護師						
	精神保健福祉士						
	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科						